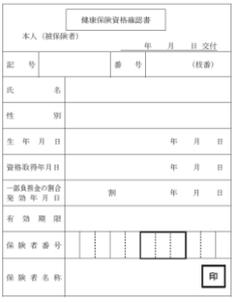


2024（令和6）年12月2日以降、健康保険証に代わるもの

種別	様式みほん	サイズ・材質	有効期限	発行時期	病院の受診	健康保険組合への返却
マイナ保険証 （マイナンバーカード）		カードサイズ・プラスチック	なし (ただし、マイナンバーカードと電子証明には有効期限あり)	加入手続き完了から約1週間で新しい健康保険資格情報に更新されます。 ※転職等で健康保険の資格が変わっても、マイナ保険証の変更手続きは不要。	マイナンバーカードのみで受診できます。 マイナンバーカードで受診される場合は、原則病院等で高額療養費が自動適用されます。	健康保険の資格がなくなっても返却不要です。
資格確認書 の ない 方 （ マイ ナ 保 険 証 の な い 方 ）		ハガキサイズ・紙	あり（2年以内） 初回有効期限は、令和8年11月30日 (任意継続保険の方は法定満了日まで)	【現在健康保険証をお持ちの方】 令和7年11月末までに会社を通して配布します。任意継続の方はご自宅に送付します。 【令和6年12月2日以降に健康保険に加入される方】 加入手続き完了から約2週間 【更新時】 交付した資格確認書の有効期限月頃、会社を通して配布します。	資格確認書のみで受診できます。 (ただし、入院など医療費が高額になる場合は、事前に限度額適用認定証を健康保険組合に申込、交付を受けてください。)	有効期限内に健康保険の資格を喪失したときは会社へご返却ください。それ以外は、返却不要です。ご本人様で破棄してください。
資格情報のお知らせ （ 加 入 者 全 員 ）		A4サイズ・紙	なし	【令和6年8月10日以前に加入の方】 9月に発行済みのため、改めて発行はありません。 【令和6年8月11日～令和6年11月30日までに加入の方】 令和7年発行予定 【令和6年12月1日以降のご加入の方】 加入手続き完了から約2週間	お知らせのみでは受診できません。マイナンバーカード非対応の医療機関で、マイナンバーカードと一緒にご提示ください。	返却不要です。ご本人様で破棄してください。